

# 三陸臨海教育研究センター地域交流・研修フロア利用細則

平成27年 8月 1日 制定

平成29年 9月12日 改正

2018年10月 1日 改正

## (目的)

第1条 この細則は、北里大学海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センター（以下「センター」という。）の地域交流・研修フロア（以下「研修フロア」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

## (収容人員)

第2条 収容人数は54名以内とする。

## (申込み)

第3条 利用希望者は「研修フロア利用申込書」に必要事項を記入し、利用開始日の10日前までに、利用料金を添えて（または指定口座への振り込みにより）センター長（受付窓口は海洋生命科学部事務室）に提出し、その許可を得なければならない。

2 センター長は、前項の規定により利用を許可したときは「研修フロア利用許可証」を申請者に交付するものとする。

## (利用期間)

第4条 利用期間は、原則として4泊5日を限度とする。ただし、利用目的によりセンター長が特に必要と認めるときは、期間の延長及び長期利用を許可することがある。

ただし、30日以上長期利用は、原則として認めない。

## (取消し及び変更)

第5条 申込みの取消し、利用人員及び期間の変更等は、利用開始の5日前までに届け出るものとする。

## (利用料金)

第6条 利用料金及び食事料金は、以下のとおりとする。

### 利用料金

	本学在学生 (その家族2親等迄)	本学教職員 本学卒業生 (その家族2親等迄)	その他
1泊2食付	3,100円	4,100円	5,100円
1泊食事なし	1,500円	2,500円	3,500円

### 食事料金

朝 食	昼 食	夕 食
500円	550円	1,100円

なお、土曜日・日曜日・祝日及び法人の定める休日の食事は、原則として、提供しない。  
休業日については別に定める。

(利用料金の払戻し)

第7条 利用料金の払戻しは、第5条による取消し、又は本学の都合により取消されたものに限る。  
期日を過ぎたとき又は第8条により利用許可を取消されたものには、払戻しをしない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、別に定める利用の手引きを厳守し、センター職員の指示に従わなければならない。  
センター職員の指示に従わない者、または利用の手引きに違反した者は、利用許可を取り消し、以後の利用を禁止することがある。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、センター運営委員会の議を経て、海洋生命科学部拡大教授会が決定する。

附 則

この細則は、平成27年 8月 1日より施行する。

附 則

この細則は、平成29年10月 1日より施行する。

附 則

この細則は、2018年11月 1日より施行する。